

## 個人事業税納税通知書広告掲載事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、広島県が発付する個人事業税納税通知書及び納付書の封筒に広告を掲載することについて広島県広告取扱要綱及び広島県広告取扱基準に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (広告枠等)

第2条 広告枠は封筒裏面下部縦 8 cm×横 12 cmとする。

2 広告には広告主及び広告主への連絡先を明瞭に表示しなければならない。

3 広告の上部に縦 5 mm×横 10 mm以上の大きさに 広告 と表示しなければならない。

### (広告の募集方法)

第3条 県は、広島県ホームページへの掲載、その他の方法により広く広報を行い、広告主を募集する。

2 広告の応募を行う者は、別紙様式「個人事業税納税通知書封筒広告掲載申込書」に必要事項を記載の上、別に定める日までに県に提出するものとする。

### (広告価格)

第4条 広告申込書に記載する広告最低価格は3万円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 広告価格は広告の掲示費用（封筒への印刷費を含む。）とし、広告デザイン等の広告作成に要する費用は広告主の負担とする。

### (広告主の選定)

第5条 広告内容が、広島県広告取扱要綱第4条第2項及び広島県広告取扱基準第3に該当しないものであり、個人事業税納税通知書の封筒に掲載する広告として適当であると認められるもののうち、広告申込価格が最も高いものを広告主として決定する。

ただし、広島県広告取扱基準第2に該当する業種又は事業者は広告主としない。

2 県は、広告主の決定後、次の事項を広島県ホームページで公表する。

広告主の所在地（住所）、名称（氏名）及び広告申込価格

### (広告内容の承認)

第6条 広告主は掲載しようとする広告について、あらかじめ県の承認を受けなければならない。

### (広告原稿等の提出)

第7条 広告主は別に定める日までに県に広告原稿を提出しなければならない。

- 2 広告主は別に定める日までに県に広告の掲載についての承諾文書を提出しなければならない。

(個人事業税納税通知書広告審査会)

第8条 個人事業税納税通知書及び納付書への広告掲載を適正に執行するため、個人事業税納税通知書広告審査会（以下「税広告審査会」という。）を設ける。

- 2 税広告審査会は、総務局財務部長、税務課長、県税事務所長を代表する者1名及び広報課長をもって構成する。
- 3 税広告審査会は、必要があると認めるときは、他部局の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(広告掲載料の徴収)

第9条 広告主は、県が広告を掲載した封筒によって個人事業税納税通知書を発付する日の前月末までに広告掲載料を県に払い込まなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、個人事業税納税通知書及び納付書の封筒に掲載する広告に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年11月15日から施行し、平成29年度分の個人事業税納税通知書及び納付書に係る広告から適用する。

平成28年11月15日一部改正